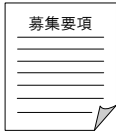


少人数私募債

社債には様々な種類があります。普通社債、新株予約権付社債、銀行引受私募債・・・どれも、「大会社が発行するもの」と思われる方も少なくないかと思います。しかし、社債の一種である、『少人数私募債』は、中小企業でも簡単に発行できる社債であり、資金調達的手段とするだけでなく、節税の手法としても現在注目されています。今回は、少人数私募債について詳しくご案内致します。

概要

①募集要項の作成



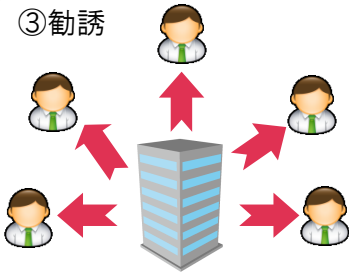
発行趣意書・申込書なども同時に作成します。

②取締役会



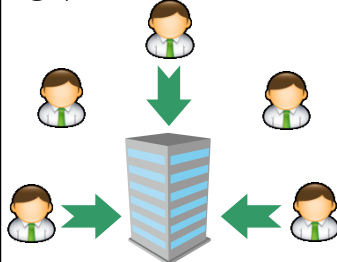
少人数私募債の発行を決議します。また、議事録も作成します。

③勧誘



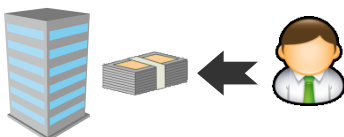
説明会の開催や個別訪問を行い、縁故者に勧誘を行います。

④申込み



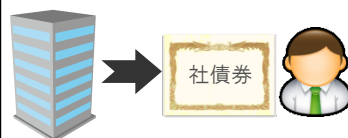
申込多数の場合は抽選や次回発行に引き受けてもらうなどの対応をします。

⑤払込み



募集決定通知書を送付し、定めた払込期日までに入金があるかを確認します。

⑥社債発行



実際は不発行とするケースがほとんどです。同時に社債原簿も作成します。

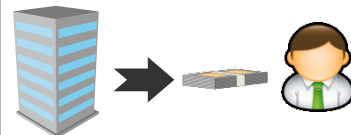
特徴

- ① 月々の返済がない→満期日一括返済
- ② 担保・保証・審査は不要
- ③ 期間・利率を自由に設定できる
(一般的には3~10年、3%~5%/年)
- ④ 社債管理者が不要(他種類の社債は必要)

条件

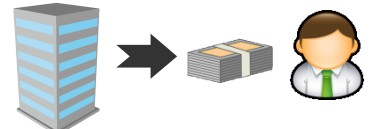
- ① 発行者が法人であること
- ② 勧誘する対象者が50名未満であること
- ③ 発行口数が50口未満であること
- ④ 発行総額が1億円を超える場合、財務局へ届け出なければならないこと

⑦利息支払



利払日は年1回か年2回が一般的です。

⑧満期償還



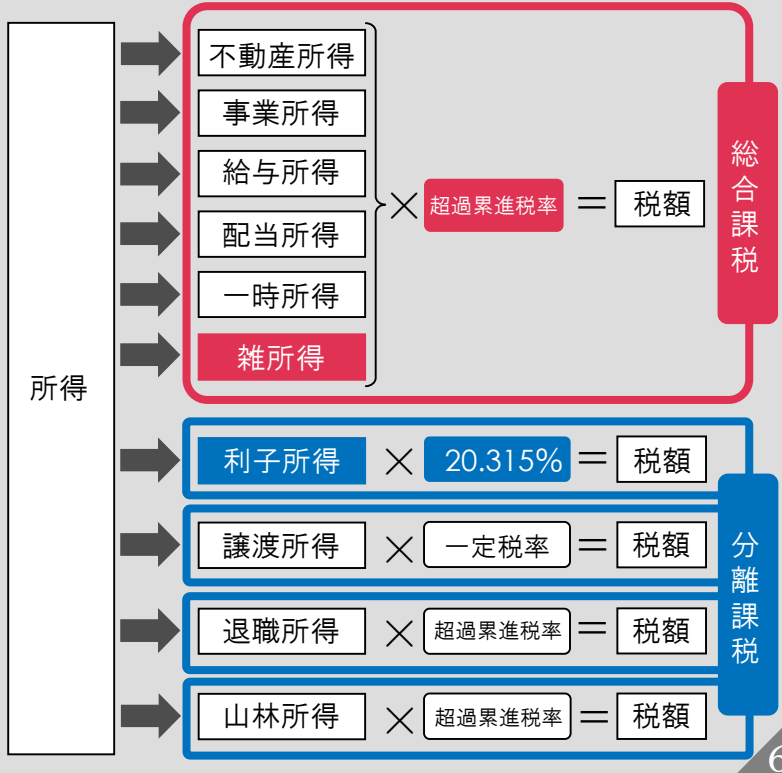
額面全額の償還(=返済)となりますので、多額の資金が必要となります。積立等の資金計画が重要です。

他の資金調達方法との違い

資金の調達方法	返済義務	コストの支払方法	受取側
増資(資本金)	なし	配当(損金とらない)	配当所得(総合課税)
役員借入金	あり	利息(損金となる)	雑所得(総合課税)
少人数私募債	あり	利息(損金となる)	利子所得(源泉分離課税)

5

総合課税と分離課税



6

超過累進税率

課税所得金額	税率	控除額
～195万円	15.105%	—
～330万円	20.21%	97,547.5円
～695万円	30.42%	436,477.5円
～900万円	33.483%	649,356円
～1800万円	43.693%	1,568,256円
1800万円超	50.84%	2,854,716円

※ 平成27年から、4,000万円超は55.945%となります。

7

平成25年税制改正の影響

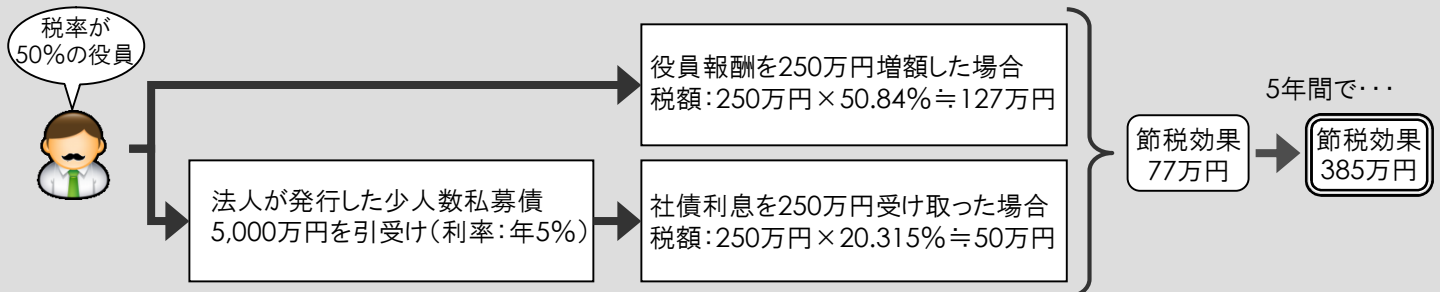
平成28年1月1日以降に発行される少人数私募債において、同族会社の役員等が支払いを受ける利息は「総合課税」されることとなりました。

8

節税効果

社内で生まれたキャッシュを経営者に還元するには、役員報酬・利子・配当などの方法が考えられます。しかし、役員所得が高額な場合、いずれの方法をとっても高い税率(最高50.84%)が課されることとなります。

しかし、少人数私募債に係る利息は源泉分離課税とされ、税率は20.315%となりますので、この税率差を用いることで大きな節税効果を生むことができます。



※ 役員報酬の増額に伴い、社会保険料や給与所得控除額に影響が生じるため、単純な税率差分だけが節税効果として生まれるわけではありませんが、ここでは簡便的な計算を行っております。

9

留意点

少人数私募債の発行目的が「節税」だけになると、利息部分が役員給与とみなされる可能性は否定できません。発行にあたっては「新規事業立ち上げのための資金調達」や、「役員借入金を少人数私募債に振替えることにより、社長と会社との取引関係を明確にする」などのストーリーが不可欠になると思われます。

10